交通局職員の懲戒処分について

本日付けで、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 処分対象の事案について

(1)被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
自動車本部 浅間町営業所 整備員	運輸職員	37 歳	停職 12 箇月

(2) 事案の概要

当該職員は、職員の私的な集まりである親睦会の会計を担当していたが、令和5年5月から令和6年2月までの間、数回にわたり自己の債務の弁済に充てるため、合計570,000円の親睦会費を私的に流用した(うち、300,000円は返還済み)。

また、令和5年8月から令和6年3月までの間、同僚職員のロッカーから合計 3,400円の現金を抜き取った(全額返還済み)。

(3)発覚の経緯

ロッカーから現金が減っていることを不審に思った同僚が防犯カメラを設置したことで発覚した。報告を受けた上司が事実を確認したところ、親睦会費を流用したことも認めた。

2 田中 省吾 人事課長コメント

当局職員がこのような不祥事を起こしてしまったことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

お問合せ先			
交通	局人事課 Tel	045-671-3164	